

○石垣市開発行為及び中高層建築物における消防施設等設置指導規程

平成26年9月1日
消防本部訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、石垣市開発事業事前指導要綱(平成4年石垣市告示第37号。以下「要綱」という。)別表第2事業計画指導基準第7項に定める消防施設関係の協議について、一定の基準を定め適正な運用を行うことにより、消防活動上必要な消防水利施設及び消防活動空地等の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 消防施設とは、消火栓、防火水槽、消防水利標識、はしご車の進入経路及び部署位置の総称をいう。
- (2) 消防水利とは、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの等をいう。
- (3) 消火栓とは、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)第3条第2項に適合するものとする。
- (4) 防火水槽とは、消防水利の基準第3条第1項に適合するもので、耐震性を十分考慮してのものをいう。
- (5) 進入路とは、はしご車等が4階以上の建築物(以下「中高層建築物」という。)に至るまでの道路、通路、空地等をいう。
- (6) 部署位置とは、中高層建築物の消防隊進入口等の直下に、はしご車を設定し、有効に伸梯できる地上部分をいう。
- (7) 非常用エレベーターとは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第34条第2項に規定する高さ31メートルを超える高層建築物に設置を義務付けられたエレベーターで、救急用ストレッチャーが収納可能なもの(エレベーターのかごの奥行きを、内法寸法2メートル以上確保する。トランク付きタイプを設置することで確保できる場合も含む。)をいう。
- (8) 一般エレベーターとは、中高層建築物のうち、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる特定防火対象物で4階以上(複合用途対象物については特定の用に供する部分が4階以上の階に存する場合に限る。)の建築物に設置されるもの及び非特定防火対象物で6階以上の建築物に設置されているもので、救急用ストレッチャーが収納可能なものをいう。

(平29消本訓令3・一部改正)

(適用範囲)

第3条 この規定は、石垣市消防本部の管内で行われる開発区域の規模が3,000平方メートルを超える開発行為又は中高層建築物に係る消防施設等について適用する。

- 2 一つの開発区域を同一事業者が時期を分けて実施する場合又は隣接して行われる二つ以上の開発行為については、その開発面積の規模が合算して3,000平方メートルを超えるときは前項に該当する開発行為とみなす。
- 3 開発行為を行おうとする者(以下「開発者」という。)が異なる場合は、隣接し既に開発された面積の2分の1以上の開発行為により3,000平方メートルに達した時に、その開発部分について適用する。

(平27消本訓令1・平29消本訓令3・一部改正)

(消防水利の設置)

第4条 消防水利は、開発区域を別表第1で規定する数値の円で包含できるように設置すること。

- 2 開発区域の面積が30,000平方メートルを超える場合には、次に掲げる当該面積に応じた数の防火水槽を設置しなければならない。ただし、30,000平方メートル未満であっても消防長が必要と認める場合には防火水槽を設置しなければならない。なお、防火水槽と重複することとなる位置の消火栓については、設置を省略することができる。

ア 30,000平方メートル以上で60,000平方メートル未満 1基

イ 60,000平方メートル以上では30,000平方メートルで除した数(小数点以下切り下げ)

(平27消本訓令1・一部改正)

(設置の免除、緩和)

第5条 前条の規定にかかわらず、消防に必要な水利が十分であると消防長が認めたときは開発区域内における消防水利の設置を免除し、又は緩和することができる。

(消火栓の設置等)

第6条 消火栓の設置等については、第4条に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置は、開発区域内とし、周囲の状況により区域外に設置した方がよいと認める場合、開発者はその都度消防長と設置場所について協議すること。
- (2) 設置基数は、消防水利の基準第4条に基づくものとし、ホースを延長することが困難な部分があるときは、消火栓を増設させることができる。
- (3) 構造は、地下式単口とし、詳細は石垣市水道部の指導によること。
- (4) 設置個所は、車道、歩道又は緑地帯とし、消防自動車が容易に進入、部署し取水できる場所とすること。
- (5) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配水管が敷設されていない場合は、直径75ミリメートル以上の配水管に設置することができる。

2 消火栓の標識及び標示については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発者は、[別表第2](#)の規格に基づき消火栓の標識を設置すること。この場合において、支柱色は白色とする。
- (2) 開発者は、消火栓の標識を鉄蓋中央部から5メートル以内に設置すること。ただし、設置場所の状況等により5メートルを超える場合は事前に消防長と協議するものとする。
- (3) 開発者は、[別表第3](#)の規格に基づき消火栓の位置表示(マーキング)をすること。
(平29消本訓令3・一部改正)

(防火水槽の設置)

第7条 防火水槽の設置については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防火水槽は地下とし、容量は40立方メートル以上とすること。
 - (2) 現場打ち防火水槽は、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成14年4月1日消防消第69号)第4条の規定及び同要綱別表第3に定める耐震性貯水槽の規格に適合すること。ただし、二次製品防火水槽は、一般財団法人日本消防設備安全センターが認定した耐震設計された製品であること。
 - (3) 防火水槽の吸管投入孔は、又は2ヶ所設け、原則とした円形とし、直径が60cm以上であること。ただし、その敷設される配水管及び引き込み配管については、事前に消防長と協議すること。
 - (4) 吸管投入口は、消防自動車容易に進出、接近できる位置にすること。
- 2 開発区域外の防火水槽の設置状況、建築物の構造、階数、用途等により防火水槽の設置が必要と消防長が認めるときは、[第4条](#)に規定する設置基数を超えて設置させることができる。

(平29消本訓令3・一部改正)

(防火水槽の標識及び標示)

第8条 防火水槽の標識及び標示については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発者は、[別表第4](#)の規定に基づき防火水槽の標識を設置すること。この場合において、支柱色は白色とする。
- (2) 開発者は、防火水槽の標識を吸管投入口中央部から5メートル以内に設置すること。ただし、設置場所の状況により5メートルを超える場合は事前に消防長と協議するものとする。
- (3) 開発者は、[別表第3](#)の規定に基づき、防火水槽の位置表示(マーキング)をすること。
(非常用エレベーター等)

第9条 非常用エレベーター及び一般エレベーター(以下「非常用エレベーター等」という。)の設置については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高さ31メートルを超える建築物には、非常用エレベーター1基以上を設置すること。
- (2) [第2条第8号](#)でいう建築物でエレベーターを設置する場合には、一般エレベーター1基以上を設置すること。
- (3) 非常用エレベーター等を設置した場合は、避難階入口扉の上部に[別表第5](#)の規格に基づき、救急用担架収容可能標示を設けること。
- (4) トランク付きの非常用エレベーター等を設置した場合は、当該トランクの扉の鍵を消防長に提出しなければならない。

(平29消本訓令3・一部改正)

(進入路等)

第10条 中高層建築物には、消防隊の活動に支障がないように進入路及び活動空地等(以下「進入路等」という。)を敷地内に確保し、十分な維持管理を行わなければならない。

- (1) 進入路等は、開発区域内又は中高層建築物の敷地内に確保すること。ただし、進入路を設置することなく、部署位置を開発区域外又は中高層建築物の敷地外の道路で確保できる場合は、この限りでない。
 - (2) 進入路等には、進入の妨げとなる、門、塀、電柱、架線、植栽、看板等の障害が存しないこと。ただし、容易に移動できるものにあつては、この限りでない。
 - (3) 進入路及び進入路入口幅員は4メートル以上とし、駐車場が存しないもので、各棟ごとにはしご車等が容易に接近できるようにすること。
 - (4) 進入路出入口は、屈曲部分3メートル以上の隅切りをとること。
 - (5) 進入路の一部又は全部がトンネル状(上空工作物を含む。)の場合は、その高さを4メートル以上とすること。
- 2 はしご車部署位置は、[次の各号](#)のいずれにも適合しなければならない。
- (1) 建築物の消防隊進入口を中心に、当該建築物に並行して長さ12メートル以上、幅6メートル以上とし、[別表第6](#)の消防活動用地の標識を外壁の見やすい位置に設け、消防活動空地には黄色塗装でゼブラ表示とする。
 - (2) 部署位置の設定箇所は、消防隊進入口ごと又は開放廊下若しくはバルコニーの主要部分に確保すること。
 - (3) 部署位置の上空には、架線、看板等の障害物が存しないこと。
 - (4) 部署位置内には、段差がないこと。
 - (5) はしご自動車の総重量(20トン)に耐えられる地盤及び構造で、かつ、アウトリガー張り出し時におけるジャッキの設置荷重に十分耐えられること。
 - (6) 立勾配は、5パーセント未満とすること。

(平29消本訓令3・一部改正)

(検査及び確認等)

第11条 検査及び確認は協議したすべての消防水利施設、部署位置及び進入路並びに非常用エレベーター等を対象とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火栓
- ア 構造上の主要な検査は、石垣市水道部が行うものとする。
- イ 位置及び標識の確認は、消防長が行うものとする。
- (2) 防火水槽
- ア 水張検査、内部検査は事業者が行うものとする。
- イ 位置の確認、標識の確認は、消防長が行うものとする。
- (3) 非常用エレベーター等の確認について必要がある場合には、救急用ストレッチャーを収容して行うものとする。
- (4) はしご車の部署位置及び進入路等の確認については必要がある場合には、はしご車を配置して行うものとする。
- (5) 検査時におきえる各指摘事項の是正確認は、再検査により行うものとする。ただし、軽微な指摘事項は是正前及び是正後の状況を撮影した写真により是正の確認を行うことができる。

(平29消本訓令3・一部改正)

(協議)

第12条 消防水利を設置しなければならない開発者は、工事着手前に、消防水利の種類、設置位置等について消防長と協議しなければならない。

2 消防長は、消防水利の協議にあたっては石垣市の開発行為に携わる担当課と協議体制の下進めること。

(委任)

第13条 [この規程](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平27消本訓令1・旧第14条繰上、平29消本訓令3・一部改正)

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成27年消本訓令第1号)

この訓令は、平成27年10月14日から施行する。

附 則(平成29年消本訓令第3号)

この訓令は、平成29年12月15日から施行する。

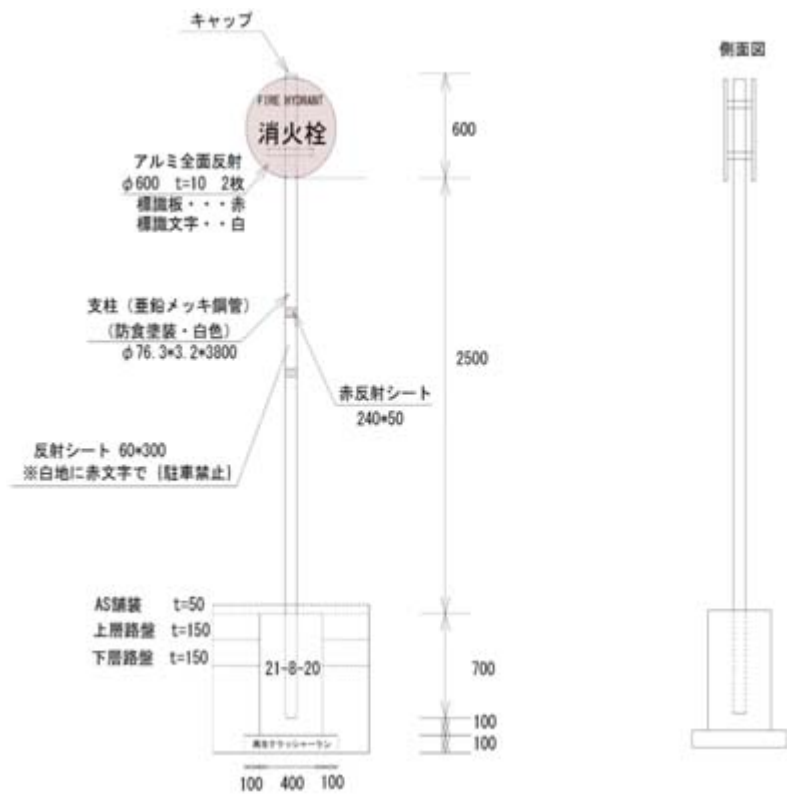
別表第1(第4条関係)

(平27消本訓令1・一部改正)

用途地域	配置の基準
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	半径80m
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	半径100m

別表第2(第6条関係)

消火栓標識詳細図

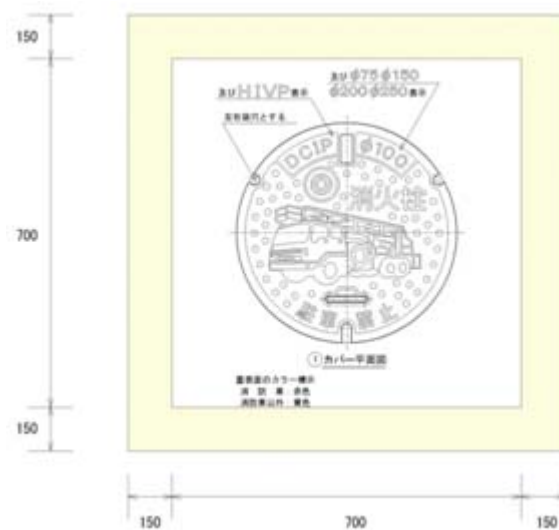


1. 消火栓標識は直径600mmでプレス加工し、赤字に白文字で書き入れアルミ全面反射両面を用いること。

別表第3(第6条関係)

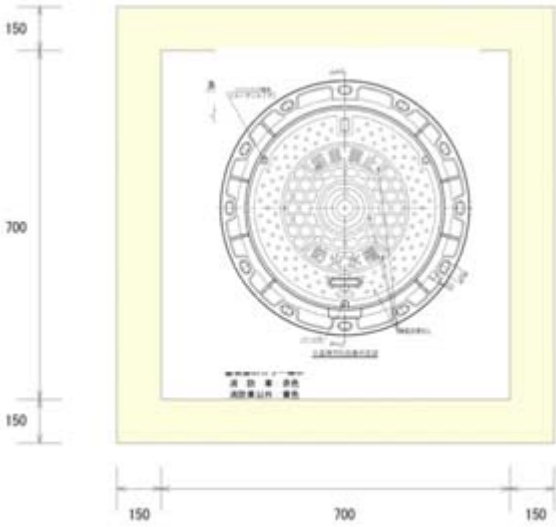
消火栓位置表示

平面図

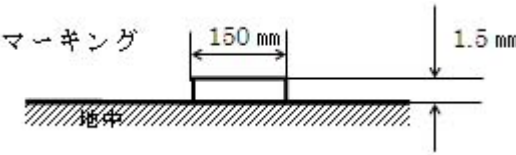


防火水槽の位置表示

平面図

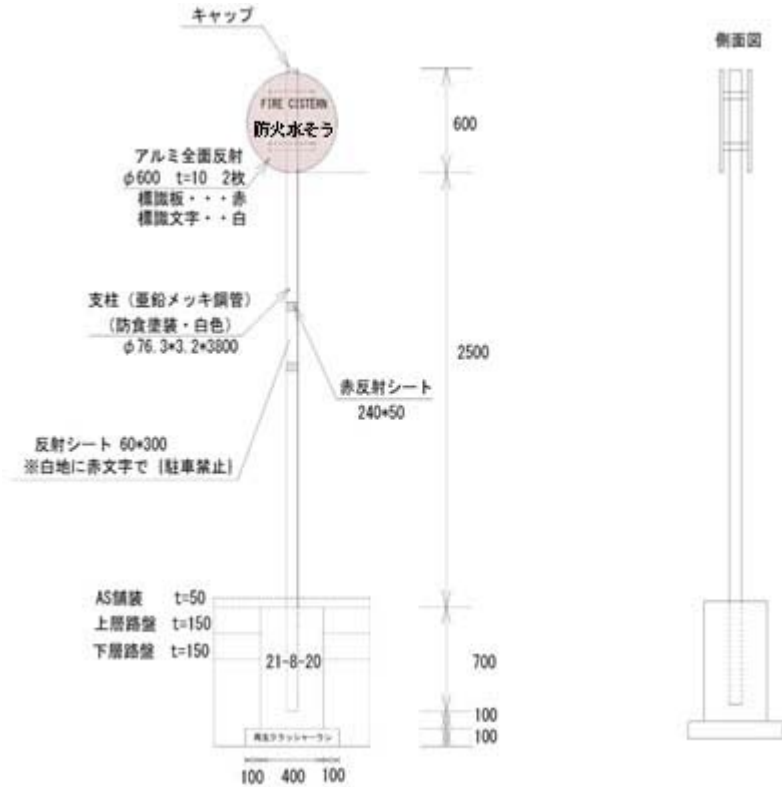


断面図



- 1 マーキングの色は黄色とし塗料厚は1.5mm以上とする。
- 2 マーキングは機械による焼き付け塗装とする(ただし、困難部分については他の方法とする。)
- 別表第4(第8条関係)
- (平29消本訓令3・一部改正)

防火水槽標識詳細図



1. 防火水槽標識は直径600mmでプレス加工し、赤字に白文字で書き入れアルミ全面反射両面を用いること。
- 別表第5(第9条関係)
- 救急用担架収容可能標識



外径47m/m
別表第6(第10条関係)
消防用活動空地

